

# 基山町農業委員会会議録

平成30年11月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し  
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

| 番 委 員 | 委 員 氏 名 | 出 欠 | 番 委 員 | 委 員 氏 名   | 出 欠 |
|-------|---------|-----|-------|-----------|-----|
| 1     | 大 村 廣   | 出席  | 8     | 大 久 保 敏 幸 | 出席  |
| 2     | 水 田 久 男 | 出席  | 9     | 簗 原 茂 行   | 出席  |
| 3     | 藤 田 俊 一 | 出席  | 10    | 茂 木 清 三 郎 | 出席  |
| 4     | 木 原 秀 樹 | 出席  | 11    | 坂 本 勇 一   | 出席  |
| 5     | 熊 本 富 雄 | 出席  | 園部    |           |     |
| 6     | 井 上 忠 雄 | 出席  | 宮浦    | 吉 田 猛     | 出席  |
| 7     | 酒 井 敏 幸 | 出席  | 長野・小倉 | 舟 木 壽     | 出席  |

本会の書記 上田 智子

## 審 議 事 項

|        |                           |     |
|--------|---------------------------|-----|
| 第19号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請          | 1件  |
| 第20号議案 | 農業経営基盤強化促進法の規定による申出       | 17件 |
| 報告第18号 | 農地法第5条第1項第6号による農地転用届出受理報告 | 1件  |
| その他    | 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告   | 1件  |

審議開始 9時00分

審議終了 10時30分

## 平成30年11月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成30年第11回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、1番委員と2番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第19号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

### 第19号議案1番朗読

この件につきましては、譲渡人は譲受人に贈与のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が7,196㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、長ノ原地区と上野地区の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

長野・小倉推進委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第19号議案1番は許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第19号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第20号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので、計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

#### 第20号議案1番朗読

この件につきましては、貸手の分家に使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、高島団地西の信号から西側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

問題ないと思われませう。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案1番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第20号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第20号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

また、3番委員に関する案件となりますので、3番委員は審議の途中退出をお願いします。

#### 3番委員退室

事務局

#### 第20号議案2番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により、賃貸借権を設定するものです。農地は4筆です。貸借料は10aあたり水稻30kgです。期間は5年です。

場所は、平等寺筑紫野線付近の立花地区の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2 番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 20 号議案 2 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

### 3 番委員入室

議 長

第 20 号議案 2 番は、全員一致で決定します。

次に、第 20 号議案 3 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

#### 第 20 号議案 3 番朗読

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は 3 年です。場所は、高嶽地区の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

官浦推進委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第 20 号議案 3 番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

**議 長**

第20号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第20号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局**

**第20号議案4番朗読**

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、県道基山公園線沿いの役場より西側の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**5番委員**

問題ないと思われます。

**議 長**

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案4番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議 長**

第20号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第20号議案5番について、事務局から説明をお願いします。

**事務局**

**第20号議案5番朗読**

この件につきましては、高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、小松地区の園部テレメーターの西側の圃場です。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

**3番委員**

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第20号議案5番は、全員一致で決定します。

次に、第20号議案6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

#### 第20号議案6番朗読

この件につきましては、病気等で労力不足により賃貸借権を設定するものです。貸借料は10aあたり水稻20kgです。期間は3年です。場所は、浦田地区の東側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案6番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第20号議案6番は、全員一致で決定します。

次に、第20号議案7番について、事務局から説明をお願いします。

また、1番委員に関する案件となりますので、1番委員は審議の途中退出をお願いします。

1番委員退室

事務局

**第20号議案7番朗読**

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。耕作面積は1,941㎡の一部で261㎡です。期間は1年です。場所は、別所地区の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

問題ないと思われます。

議長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案7番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

**1番委員入室**

議長

第20号議案7番は、全員一致で決定します。  
次に、第20号議案8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

**第20号議案8番 再設定につき朗読省略**

この件につきましては、相手方の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、立花地区の圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

問題ないと思われます。

## 議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案8番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

## 議 長

第20号議案8番は、全員一致で決定します。

次に、第20号議案9番から17番まではすべて再設定のため一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

また、9番から11番は宮浦推進委員、14番は5番委員、16番は11番委員に関する案件となりますので、途中退出をお願いします。

## 宮浦推進委員退室

## 事務局

### 第20号議案9番から17番再設定につき朗読省略

9番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。農地は3筆です。期間は5年です。場所は、御船地区の圃場です。

10番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。期間は5年です。場所は、御船地区の圃場です。

11番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。農地は3筆です。期間は5年です。場所は、御船地区の圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 4番委員

問題ないと思われまます。

## 議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案9番から11番までを計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

### 宮浦推進委員入室

議 長

それでは第20号議案9番から11番までを計画決定します。  
次に事務局から説明をお願いします。

事務局

12番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。農地は3筆です。貸借料は全筆で42,000円です。期間は5年です。場所は東福寺、花園、鈴町地区の圃場です。

13番は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。農地は3筆です。期間は10年です。貸借料は10aあたり2,000円です。場所は、平林地区の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

問題ないと思われます。

議 長

ないようでしたら、第20号議案12番と13番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

それでは第20号議案12番と13番について計画決定します。  
次に事務局から説明をお願いします。

### 5番委員退室

14番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。農地は2筆です。

期間は3年です。場所は、才の上、下の原地区の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

4番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案14番を計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

#### 5番委員入室

議 長

それでは第20号議案14番を計画決定したいと思います。  
次に事務局から説明をお願いします。

事務局

15番は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。期間は5年です。場所は、県道基山公園線沿いの役場より西側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案15番を計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

## 議 長

それでは第20号議案15番を計画決定したいと思います。次の案件に関しましては、私が関係する案件となりますので、審議の間は退席させていただくとともに、その間の議事運営を副会長にお願いしたいと思います。

### 1 1 番委員退室

## 事務局

16番は、期間満了に伴う貸貸借権の再設定です。貸借料は10aあたり水稲30kgです。期間は3年です。場所は、真尻地区の圃場です。

## 議 長（副会長）

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

## 2 番委員

問題ないと思われます。

## 議 長（副会長）

他に意見はありませんか。ないようでしたら第20号議案16番を計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

## 全員挙手

### 1 1 番委員入室

## 議 長（副会長）

それでは第20号議案16番を計画決定したいと思います。次に事務局から説明をお願いします。

## 事務局

17番は、期間満了に伴う貸貸借権の再設定です。貸借料は1筆20,000円です。期間は5年です。場所は、第2区公民館の東側の圃場です。

## 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 3 番委員

問題ないと思われます。

### 議 長

ないようでしたら、第20号議案17番について計画決定したいと思います  
が、賛成の方は挙手をお願いします。

### 全員挙手

### 議 長

それでは第20号議案17番を計画決定したいと思います。

次に、報告第18号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので、受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局

#### 報告第18号説明

この件については、市街化区域の農地ですので、平成30年10月19日付けで受理通知書を送付しております。場所は、北高島団地の八並線に交わるT字路の年の森正応寺線沿いの圃場です。

### 議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

### 2 番委員

問題ないと思われます。

### 議 長

他にありませんか。ないようでしたら、報告第18号を終わります。

次に、その他・農地法第3条の3第1項の規定による届出受理の報告について、事務局から説明をお願いします。

### 事務局

#### その他 説明

相続により農地を取得されたので、農地法第3条の3第1項の規定により平成30年10月16日付けで届出を受理しています。

**議 長**

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見はないようですので、本日の議案等が終了しましたが、全体を通して何か御意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成30年11月1日

署名人

議 長

委 員

委 員